

サイネージ広告申込書

『注意事項』を遵守の上、下記の通り申込します。

申込日：2025年 月 日

太枠内をご記入下さい。

申請者	事業者名				
	業種	(サービス/医療/飲食/小売/不動産など)			
	住所				
	担当者氏名				
	連絡先	Tel :		Mail :	
広告種類 (○をつけてください)	①会社又は商品紹介				
	②人材募集				
	③その他				
広告掲載希望期間	年 月 日	～	年 月 日	ヵ月	
データ入稿方法 (○をつけてください)	メールにて ・ USB等媒体にて				
広告費(月額・税込み) (○をつけてください)	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚
	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円
備考					

【お問合せ・提出先】

玉野商工会議所 商業振興委員会(玉野商工会議所内) 担当：山本、宗近

住所：玉野市築港1-1-3 産業振興ビル4階

TEL：0863-33-5010 FAX：0863-31-5558

メールアドレス：yamamoto@tamanocci.jp

以下チェックの上ご返信ください

デジタルサイネージ広告申し込みにかかる「注意事項」を確認し申込致します

お名前



デジタルサイネージ広告申し込みにかかる『注意事項』

デジタルサイネージ広告を申込まれる場合、次の注意事項を了承の上、お申込みください。

1. 広告掲載期間について

- ◆広告掲載期間は3か月契約を基本契約とし、最長12ヶ月までお申込みいただけます。
- ◆掲載開始日は、隔月第一水曜日スタートとし、放映を行わない火曜日に意匠切替を行います。
- ◆掲載期間内に意匠原稿の差替えを希望される場合は、差替え手数料が別途（税込1,000円）発生します。

2. 広告掲載の可否について

- ◆広告主は、広告物の内容が法律・政令その他の関係法規に違反しないこと、著作権をはじめとする第三者の権利を侵害していないこと、その他広告物に掲載することについて何ら問題ないことを当所に保証するものとし、広告物の内容について何らかの紛争等が生じた場合、全て広告主の責任と費用負担において解決するものとする。なお、かかる紛争等により当社が損害を被った場合は、広告主は直ちにこれを当社に賠償するものとする。
- ◆広告主は、サイネージの使用により生じた苦情、損害、問題等の全てに対し、速やかに当社に通知するとともに、自己の責任と費用負担においてこれを処理するものとする。
- ◆サイネージの使用期間中の広告物の破損については、当社の明らかなミスによるものを除き、当社は、一切の責任を負わないものとする。
- ◆意匠審査が必要になります。審査結果によっては、掲載内容の変更や掲載をお断りをさせていただく場合があります

3. 広告の内容および運用について

広告物は、原則として公共性及び品位を損なう恐れのないもので、第三者に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはその恐れがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 政治的、思想的意図のあるもの
- (4) 虚偽又は誇大な表現のあるもの
- (5) 個人の氏名広告物
- (6) その他当社が不相当と認めたもの

※前項に該当しない場合であっても、当社の判断で広告物掲出を許可しないことができるものとする

- ◆広告募集枠に限りがあります。枠を超えるお申込があった場合には、当委員会において調整の上掲載時期を調整させていただく場合がございます。
- ◆無音での再生となります。
- ◆機械メンテナンス等により、運用を一時停止する場合がありますのでご了承ください。